

岩手県告示第293号

牧野法（昭和25年法律第194号）第3条第6項において準用する同条第5項の規定により、遠野市牧野管理規程を変更した旨届出があった。

なお、牧野の所在、地番及び地目並びに変更の届出の受理の年月日は、次のとおりである。

令和3年4月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 牧野の所在及び地番 遠野市附馬牛町上附馬牛15地割、16地割及び19地割並びに下附馬牛8地割、土淵町栃内1地割、松崎町光興寺3地割、8地割及び13地割、綾織町鶉崎2地割、3地割及び4地割、宮守町上宮守1地割、14地割及び15地割並びに達曾部42地割及び字椀川目山国有林
- 2 牧野の地目 牧場、原野又は山林
- 3 変更の届出の受理の年月日 令和3年3月26日